

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

社会福祉法人 金亀会

目 次

1. 社会福祉法人金亀会	1
2. 障害者支援施設スマイル	4
3. 短期入所事業スマイル	4
4. 地域生活支援事業(障害者支援施設スマイル(日中一時支援))	8
5. 共生型サービス	10
6. ヘルパーステーションスマイル	12
7. 相談支援事業	16

【社会福祉法人金亀会(および事務局本部)】

1. 事業名称

社会福祉法人金亀会

障害者支援施設スマイル(施設入所支援・生活介護)

短期入所事業スマイル(短期入所)

地域生活支援事業(日中一時支援)

共生型サービス(介護予防型通所サービス・通所介護、介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)

ヘルパーステーションスマイル(居宅介護、重度訪問介護、移動支援、介護予防型訪問サービス、訪問介護、養育支援訪問、若年がん患者在宅療養支援)

相談支援事業スマイル(一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援)

2. 運営理念

- (1) 私たちは、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりの自己決定を大切にし、既存の能力を最大限に活かした、その人らしい自立を支援します。
- (2) 私たちは、日々の実践を検証し、利用者に安全・安心・快適なサービスを提供します。
- (3) 私たちは、専門的な知識と技術と自分自身の生き方を高め、自己研鑽に努めます。
- (4) 私たちは、利用者と家族に必要な情報をわかりやすい方法で提供し、要望には速やかに対応します。
- (5) 私たちは、地域の人々と手を携えて関連機関・団体等とともに、福祉充実のため努力します。

3. 事業概要

各事業別の事業計画書にて詳細は記載する。

事務局本部を中心に、運営理念に基づく各部署の事業推進および単年度目標の計画の環境整備・支援を行う。

4. 令和7年度 単年度目標・計画

中期経営計画に沿って事務局本部と関連部署・委員会を中心に、以下の内容を単年度目標として実施していく。

- ・人材確保・育成
(研修・評価・資格取得)

①研修必須項目である虐待防止、感染症等の研修を実施し、必要な知識を身につけケアの質が向上できるようにする。

②専門的な知識を習得できる研修を実施し、職員の知識と技術の向上を図る。

(採用計画)

① 新卒採用 … 4名

中途採用 … 2名

②福利厚生の実施によるスマイルの魅力創出

・利用者の人権・人格の尊重

① 定期的に虐待防止委員会の開催を通じて虐待防止のための機関として機能する

② 虐待防止および身体拘束適正化の研修の効果的な企画運営を行う

③ 身体拘束適正化に関して松山市指導監査課を交えた検討の場を設ける

・利用者の満足度・ニーズを意識したサービスの質の向上

① 個別支援を充実させる。

② 満足度調査の内容を検討し、調査票の作成を行い実施する。

③ 利用者のニーズに対して、「どうすればできるのか」という前向きな考え方で捉え、「断らない」支援を行う。

・業務の効率化

① 職員が働きやすい環境の整備

② 他施設と情報収集・交換を行う。

・施設の設備改善・修繕

① 計画的に、建物の補修を分散した中規模修繕を進める。

・BCP（事業継続計画）/BCM（事業継続マネジメント）の推進

① 職員のBCPの理解度の向上（各項目の初動計画の理解）

② 備蓄管理の見直し（一元管理／備蓄計画の作成／訓練実施）

③ 地域防災との情報共有

・公益的取り組みの促進

① 小学校、中学校と連携し、障害を学ぶ場として、障害者との交流や職場体験の受け入れを積極的に行う

② 地域の活動や行事に参加し、交流を図る

③ 地域連携推進会議の指針を整備し、実施する。

5. 設備計画

下図の通り、中規模施設設備の修繕等を行う。

実施時期	対象設備（事由）	予算
7月～8月	南棟 LED 照明機器交換（年間コスト削減）	4, 000, 000
11月	浴場ろ過装置ろ材交換工事（2 か所分）	600, 000

【障害者支援施設スマイル】【短期入所事業スマイル】

1.事業名称

障害者支援施設スマイル(施設入所支援・生活介護)
短期入所事業スマイル

2.事業運営方針

個別支援計画を基準とした自立の促進と、積極的に自身の生活・未来を考え、社会とのより良い共生を目指すことのできる環境づくりに努める。

3.事業概要

3-1.概要

施設に通所する障害者に対して入浴、排せつ及び食事等の介護、必要な日常生活上の支援、生活等に関する相談及び助言、創作的活動又はその他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。また施設に入所(あるいは短期間の入所)をする障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

3-2.定員

施設入所支援事業 … 30 名
生活介護事業 … 55 名
短期入所事業 … 4 名

3-3.生活介護事業の営業日

・平日、月～金曜日

※1 年末年始(12月31日～1月3日)は休業とする。

※2 各月数から8日を控除した日数の方が、本来の営業日より多い場合、休業日であった日でも管理者の判断により営業することがある。令和7年度は5月17日、6月21日、8月9日、23日、11月15日、29日、12月13日、1月10日、17日、24日、3月7日の11日間の土曜日を営業日とする。

3-4. サービスの提供時間

施設入所支援事業 … 24 時間
生活介護事業 … 8 時 30 分～17 時
短期入所事業 … 24 時間

3-5. 生活介護事業 実施地域

松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町の区域とする。但し、実施地域に行く送迎は旧北条市、島嶼部、旧中山町、旧双海町、旧川内町、旧広田村、久万高原町以外とする。

3-6. 生活活動日課表

時 間	日 課	支援内容	備 考
5 : 0 0		定期巡回	
5 : 3 0	起床（早い方から） 排泄・更衣	離床介助 排泄介助・更衣介助	
6 : 3 0	起床 排泄・更衣	離床介助 排泄介助 更衣介助・整容介助	
7 : 0 0		定期巡回・朝食準備・誘導	早出者出勤
7 : 3 0	朝食 口腔ケア	食事介助・服薬確認 口腔ケア介助	
8 : 3 0 9 : 0 0	入浴・外出準備 （生活介護利用受入開始） 入浴 余暇活動	朝礼・申し送り バイタルチェック 入浴介助・定期巡回 ゴミ収集・居室掃除	日勤者出勤
1 0 : 0 0	水分補給・入浴後爪きり	水分補給介助・外出同行	
1 1 : 0 0	カフェ	定期巡回・カフェ運営 昼食準備・誘導	遅出者出勤
1 2 : 0 0	昼食 口腔ケア	昼食介助・服薬確認 口腔ケア介助	
1 3 : 0 0 1 3 : 3 0	入浴 サークル活動参加 レクリエーション	定期巡回・入浴介助 サークル活動運営 トイレ清掃	
1 4 : 0 0 1 6 : 0 0	水分補給 （自宅への送迎開始）	定期巡回・水分補給介助	早出者勤務終了
1 7 : 0 0	（施設入所支援戻り） （短期入所戻り）	申し送り 定期巡回 夕食準備・誘導	夜勤者出勤

17:30	夕食 口腔ケア	夕食介助・服薬確認 口腔ケア介助	日勤者勤務終了
19:00 20:00	就寝準備	定期巡回・更衣介助 着床介助	遅出者勤務終了
21:00 23:00 1:00 3:00	消灯・就寝	定期巡回 定期巡回 定期巡回 定期巡回	

3-7.週間日中活動

	午前	午後	備考
月	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
火	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
水	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
木	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
金	健康チェック 入浴 余暇活動 カフェ	入浴 カルチャーサークル	
土	健康チェック 余暇活動	クラブ活動	
日	健康チェック 余暇活動	おやつ	

I 個別・グループ外出は感染症等の状況等によって適宜実施

II リハビリは月～金曜日の8時半～17時

III カルチャーサークル

習字・カラオケ・ゲーム・散歩・麻雀・映画・ボーリング・ペタンク・オセロ・工作・魚釣り・輪投げ・パソコン・絵手紙・創作活動・俳句・スマイルタイム・ダーツ・クラスター・ブラックボックス・音楽鑑賞 等

IV 「4.営業日」に明記している土曜日営業については「午前：健康チェック、カルチャーサークル、午後：余暇活動等」とする

3-8.個別支援計画

2月～	アセスメント・課題分析
3月～	ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
4月～	実施
8月～	アセスメント・課題分析
9月～	半期目標の評価・半期目標の見直し ケアカンファレンス・個別支援計画原案作成 半期目標・長期目標の設定・個別支援計画の説明・同意・交付
10月～	実施
2月～3月	アセスメント・課題分析・年間目標の評価

* 特変時は随時アセスメントの見直し後ケアカンファレンス・個別支援計画作成とする。

* 通所にて生活介護事業をご利用の方に関しては、上記の間隔で随時アセスメント・個別支援計画等を利用開始時から作成し説明・同意・交付を行う。

3-9.年間行事予定(外出行事・施設内行事)

月	外出行事	施設内行事
4月		
5月		かほり湯
6月		スマイル祭り
7月		
8月	入所：個別外出および グループ外出 (買物・ドライブ等) 通所：グループ外出(重信フジ、公園、椿神社、エミフル等)	運動会
9月		BBQ(入所)
10月		
11月		
12月		クリスマス会/かほり湯
1月		カルタ大会(入所)
2月		節分
3月		

移動スーパー(入所)：毎週金曜日

散髪(入所)：第1月曜日

【日中一時支援】

1.事業名称

障害者支援施設スマイル(日中一時支援)

2.事業運営方針

- (1)利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた、適切かつ効果的な支援を行う。
- (2)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って日中一時支援の提供を行う。
- (3)地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3.事業概要

3-1.概要

一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に対して、日中における活動の場を提供し、社会に適用するための日常的な訓練その他の支援を行うことにより、障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とした支援を行う。

3-2.定員

・5名

3-3.営業日

3-4.サービスの提供時間

・生活介護事業に準じる。

3-5.実施地域

松山市、松前町、伊予市、東温市、砥部町、今治市、西予市

3-6.日課表

時 間	日 課
9 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0	来所開始 バイタルチェック・水分補給・余暇活動
1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0	昼食・服薬確認・口腔ケア

13:30～17:00	サークル活動・レクリエーション・水分補給・退所終了
-------------	---------------------------

3-7.週間活動

曜 日	午 前	午 後
月	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
火	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
水	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
木	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
金	健康チェック・日中活動・カフェ	カルチャーサークル
土	健康チェック・日中活動	カルチャーサークル

※ 土曜日の週間活動については、営業日に限る。

※ カルチャーサークルとは

習字・カラオケ・ゲーム・散歩・麻雀・映画・ボーリング・ペタンク・オセロ・工作・魚釣り・輪投げ・パソコン・絵手紙・創作活動・俳句・スマイルタイム・ダーツ・クラスター・ブラックボックス・音楽鑑賞 等

3-8.年間行事予定

生活介護事業に準じる。

【共生型サービス（介護予防型通所サービス・通所介護）

（介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護）】

1.事業名称

障害者支援施設スマイル（共生型通所介護・共生型介護予防型通所サービス）

短期入所事業スマイル（共生型短期入所生活介護・共生型介護予防短期入所生活介護）

2.事業運営方針

住み慣れた地域社会での包括的な支援を通じて、個別支援計画を基にした利用者のニーズに応じた地域社会との共生を実現するサービスの提供を行う。

3.事業概要

3-1.概要

これまでに継続して当施設でのサービスを利用しており、満 65 歳の誕生日以降も継続した同種のサービス提供を望む利用者に対し、介護保険での共生型サービスを提供する。定員数や事業計画等については、同種サービスの為、いずれも障害福祉サービス（生活介護事業及び短期入所事業）に準じる。但し、共生型介護予防型通所サービスについては、松山市の介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）のみを対象とする。

3-2.定員

共生型通所介護事業・共生型介護予防型通所サービス事業 … 55 名

※但し、生活介護事業の定員数を含む

共生型短期入所生活介護事業・共生型介護予防短期入所生活介護事業 … 4 名

※但し、短期入所事業の定員数を含む

3-3.営業日（共生型通所介護・共生型介護予防型通所サービス）

生活介護事業に準じる。

3-4.サービスの提供時間

共生型通所介護事業・共生型介護予防型通所サービス事業 … 9 時～17 時

共生型短期入所生活介護事業・共生型介護予防短期入所生活介護事業 … 24 時間

3-5.実施地域

3-6.生活活動日課表

3-7.週間日中活動

3-8.個別支援計画

3-9.年間行事予定

・生活介護事業に準じる。

【ヘルパーステーションスマイル】

事業名称

居宅介護・重度訪問介護・移動支援・介護予防型訪問介護サービス・訪問介護

1.事業運営方針

- ・支援を必要とする高齢者および障害者（児）の在宅生活の安定と充実を図ることを目的とし、自立支援と利用者の立場にたった生活援助を行い、地域・家庭・事業所・他の関連事業所や行政との連携を重視した運営を行う。
- ・必要なニーズを取り入れた個別支援計画を作成し、専門性のあるサービスを提供できる体制を整え、その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況を伺い、生活上の相談や助言を行う。

2.事業概要

2-1.障害者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業

①居宅介護

・身体介護

- ア)入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行う。
- イ)排せつの介助、おむつ交換を行う。
- ウ)食事の介助を行う。
- エ)衣服の着脱の介助を行う。
- オ)その他必要な身体介護を行う。

・家事援助

- ア)利用者の食事の用意を行う。
- イ)利用者の衣類等の洗濯を行う。
- ウ)利用者の居室の掃除や整理整頓を行う。
- エ)利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行う。
- オ)その他関係機関への連絡など必要な家事を行う。

・通院介護

- ア)通院の介助を行う。

②重度訪問介護

- ア)身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援する。

③移動支援（地域生活支援事業）

- ア)官公庁や銀行等の公共機関への用務など、社会生活上不可欠な外出及び社会参加

のための外出の援助を行う。

2-2.介護保険法に基づくサービス事業

①介護予防型訪問サービス（対象：要支援者）

ア)掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う。

②訪問介護（対象：要介護者）

・身体介護

ア)入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行う。

イ)排せつの介助、おむつ交換を行う。

ウ)食事の介助を行う。

エ)衣服の着脱の介助を行う。

オ)その他必要な身体介護を行う。

・生活援助

ア)利用者の食事の用意を行う。

イ)利用者の衣類等の洗濯を行う。

ウ)利用者の居室の掃除や整理整頓を行う。

エ)利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行う。

オ)その他関係機関への連絡など必要な家事を行う。

事業名称

若年がん患者在宅療養支援

1.事業運営方針

- ・若年のがん患者が、自宅で自分らしく安心して日常生活を送るために必要なサービスを提供し、当該がん患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とする。

2.事業概要

2-1.概要

若年がん患者の日用生活を総合的に支援するための介護保険法に基づくサービス事業

2-2.対象

- ①松山市に住所を有する者であって、20歳以上40歳未満の者、もしくは18歳以上20歳未満の者のうち、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けない者。
- ②一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者
- ③在宅療養上の生活支援または介護が必要な者

④ほかの事業により、同様のサービスの利用を受けることが出来ない者

2-3 サービス内容

・介護保険法に基づく居宅サービスのうち、次に掲げるものに相当する。

ア)訪問介護

事業名称

松山市子育て世帯訪問支援事業

1.事業運営方針

- ・支援の必要がある家庭に訪問し、養育者の状態を落ちつかせ、当該家庭において安定した児童の養育が可能となること等を目的とする。
- ・訪問事業内容書の支援内容に添いサービスを提供できる体制を整え、必要に応じて利用者の状況を伺い養育上の相談や助言を行う。

2.事業概要

2-1.概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・育児における必要な支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐものとする。当該家庭の適切な養育の実施を確保するために、養育に関する相談・指導・助言やその他必要な家事・育児を行う。

2-2.対象

本市に居住し、かつ(1)(2)の要件いずれにも該当する家庭とする。

(1) 次のいずれかに該当し、児童等の生活環境の改善を図るために、市長が訪問による支援が必要と認める者

- ①保護者に監護されることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ②食事・生活環境について、不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④その他、特に支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等含む）

(2)介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度による家事・育児支援が利用対象外の家
庭または公的制度では目的が達成できない家庭、または公的制度開始まで間に一時

的な援助が必要な家庭。

2-3.具体的サービス内容

- ・家事援助に関すること
 - ア)住宅等の掃除及び整理整頓
 - イ)生活必需品の購入
 - ウ)衣類の洗濯
 - エ)食事の準備及び後片付け
 - オ)その他必要な家事
- ・育児支援に関すること
 - ア)外出時の付き添い
 - イ)沐浴の介助
 - ウ)授乳
 - エ)衣類またはオムツの交換
 - オ)離乳食を作ること及び食べさせること
 - カ)適切な育児環境の整備
 - キ)保育園等の送迎
 - ク)宿題の見守り
 - ケ)その他必要な育児援助

【相談支援事業スマイル】

1.事業名称

一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業

2.事業運営方針

- (1)利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。
- (2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。
- (3)利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4)市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- (5)自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

3.事業概要

3-1.概要

障害者の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

3-2.サービス内容

【一般相談支援事業】 基本相談支援・地域移行支援・地域定着支援

【特定相談支援事業】【障害児相談支援事業】 基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）・障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）

【具体的な業務】

(1)サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行う。

(2)アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

- ①適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全

般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題等の把握を行う。

②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

(3)利用計画案の作成

①アセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載する。

②利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。

③利用計画案を作成した際には、利用計画案を利用者等に交付する。

(4)利用計画の作成

①支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求める。

②①に規定するサービス担当者会議を踏まえた利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

③利用計画を作成した際には、利用計画を利用者等及び担当者に交付する。

(5)モニタリング（利用計画の実施状況の把握）の実施

①利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接し、その結果を記録する。

②モニタリングの結果、必要に応じて利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

(6)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)～(5)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行う。

3-3.対象者

【地域移行支援】

- ① 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者
- ② 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者
- ③ 障害者支援施設に入所する 15 歳以上の障害者みなしの者

【地域定着支援】

- ① 居宅において単身で生活する障害者
- ② 家族の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者

【計画相談支援】

- ① 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者
- ② 障害福祉サービスを利用する障害児の保護者

【障害児相談支援】

- ① 障害児通所支援を利用する障害児の保護者

3-4.モニタリング方針

モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスを行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリングの標準期間ごとに、利用者の居宅等で面接を行う。

(1)新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者は、利用開始から 3 ヶ月間、毎月実施

(2)在宅の障害福祉サービス利用者 ※(1)を除く

・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者は、毎月実施

・以下のサービス利用者は 3 ヶ月間ごとに 1 回実施

就労定着支援／自立生活援助／日中サービス支援型共同生活援助／居宅介護／行動援護／同行援護／重度訪問介護／短期入所／就労移行支援／自立訓練

・以下のサービス利用者は 6 ヶ月間ごとに 1 回実施

生活介護／就労継続支援／共同生活援助（日中支援型を除く）／地域移行支援／地域定着支援／障害児通所支援

※なお、上記のサービス利用者のうち 65 歳以上の利用者で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は、3 ヶ月間ごとに 1 回実施とする

(3)障害者支援施設入所者は、6 ヶ月間ごとに 1 回実施